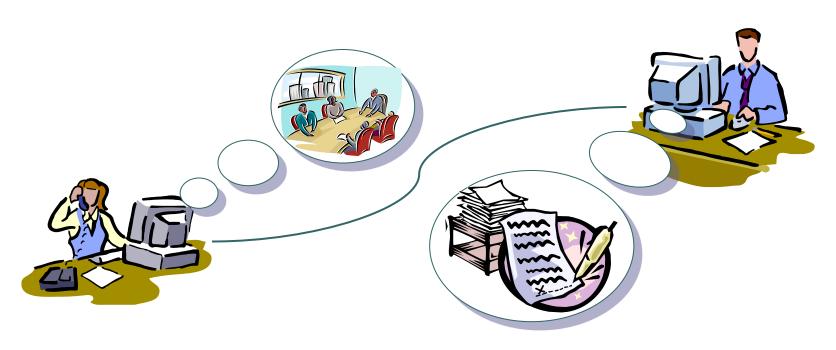
国土交通行政インターネットモニター

― システム操作マニュアル(一般閲覧者用) ―



令和7年3月

目 次

1.閲覧項目について	2
2.制度の概要ページについて	3
3.モニター募集案内ページについて	4
4.モニター募集に関する問い合わせ方法	5
5.モニター応募申込書の記載・送信	6
6.これまでの実績ページについて	8
7.アンケートの実施状況を閲覧する	9

1.閲覧項目について

インターネットモニター制度案内や、モニター募集案内及びアンケートの実施状況を閲覧することができます。一般の方は、モニター専用ページをご覧いただくことはできません。



国土交通行政インターネットモニター

Ministry of Land, Infrastracture, Transport and Tourism Internet Monitor System

ようこそ!「国土交通行政インターネットモニター」へ(!!

国土交通省は、インターネットで皆さまから広くご意見をお聴き して、国土交通行政に反映させることを目的とする「国土交通 行政インターネットモニター」を実施しています。 モニター専用エリア (ユーザー認証)

※一般の方は、ご覧い ただくことはできません。

お知らせが表 示されていま す。

お知らせ

▼ 2025年2月3日 令和7年度 国土交通行政インターネットモニターの募集 (2/3)

令和7年度 国土交通行政インターネットモニターの募集 (2/3)

下記の期間中、令和7年度のモニターを募集いたします。 【募集期間:令和7年2月3日(月)~2月28日(金)】

期間中は、当ページに「モニター新規応募」ボタンが表示されますので、 クリックして募集要領をご確認の上、応募フォームからご応募ください。 皆さまからのたくさんのご応募をお待ちしております。

*応募フォームへの登録後、本登録フォームのURLメールが届くまでは、 しばらく時間がかかる場合がございます。

国土交通行政インターネットモニター事務局

▶ 2024年6月6日 一般の閲覧者のみなさまへ

セーター新規心务 令和7年度のモニター募集は終 了しました。

ログイン

アンケート実施 状況などの閲覧 エリア

これまでの実績

制度概要

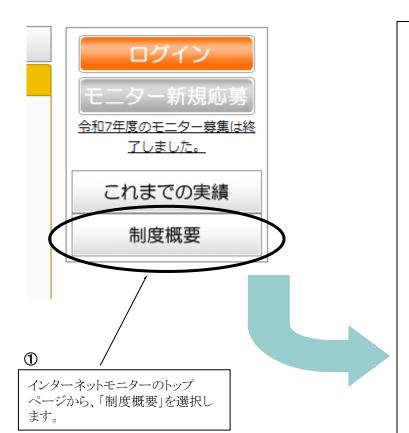
インターネットモ ニター制度に関 する案内エリア

2.制度の概要ページについて

インターネットモニター制度の概要を紹介しています。制度の詳細は、お知らせページに掲示しています。

2

インターネットモニター制度の概要が記載されています。



● 国土交通行政インターネットモニター

国土交通行政インターネットモニター制度概要

国土交通省

- 国土交通行政インターネットモニター制度の概要は、次のとおりです。
- 詳細は、こちらの「国土交通行政インターネットモニター制度」をご覧下さい。

1. モニター制度の実施単位

- (1) このモニター制度は、国土交通省の本省と各地方支分部局(ブロック)で実施します。
- (2) 実施の単位は、「本省」と「ブロック」です。ブロックは全国を北海道・東北・関東・北陸・中部・近畿・中国・四国・九州の9地域に区分しています。
- 2. モニターの募集・応募

モニターの募集・応募に関する詳細は、こちらの「募集要領」をご覧下さい。

3. モニターの資格

モニターの資格は、日本国内に居住する20歳以上の方で、インターネットを容易に利用でき、国土交通行政に対する関心と熱意のある方とします。ただし次に該当する方はモニターになることができません。

- (1) 国会及び地方議会の議員
- (2) 国土交通行政に従事する常勤の公務員
- (3) 国土交通省所管の独立法人等の役職員
- (4) (1)から(3)の者と同居する親族

4. モニターの選定・委嘱

- (1) 応募申込書を審査の上、モニターをお願いする方を選定します。
- (2) 委嘱は、モニターとしてお守りいただく事項に同意し、承諾書をご提出された方に委嘱通知を送付して行います。

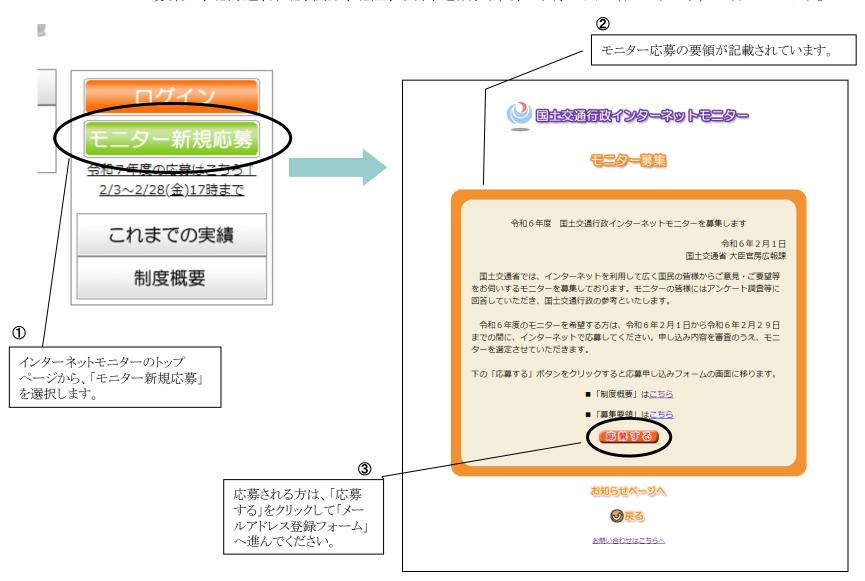
モニターとしてお守りいただく事項は、こちらをご覧下さい。

5. モニターにお願いすること

モニターは、国土交通省が提示する課題やアンケートに意見・回答をお送りいただきます。また

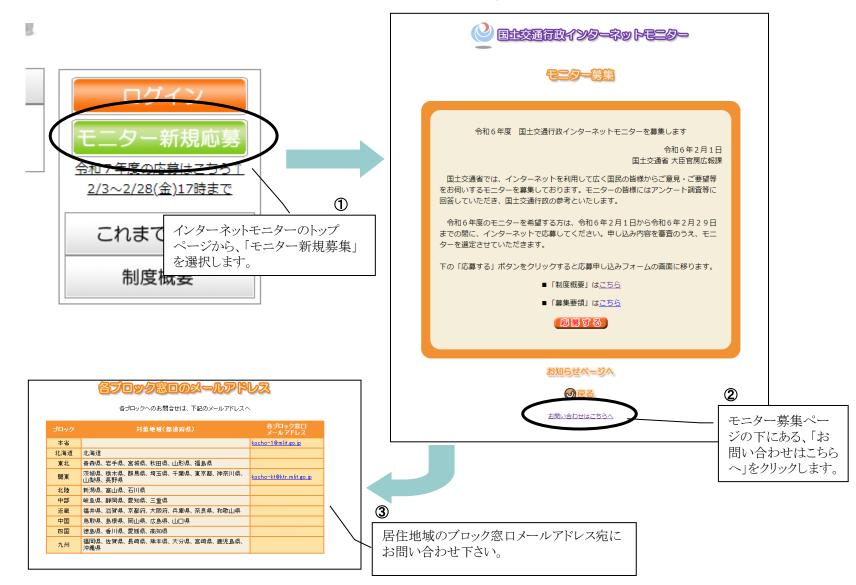
3.モニター募集案内ページについて

モニターの募集に関する案内を閲覧し、応募申し込みすることができます。
モニターの募集は、北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州の各ブロック単位で行っています。



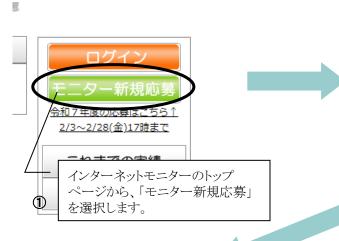
4.モニター募集に関する問い合わせ方法

インターネットモニターの募集(応募)に関する問い合わせ方法は、次のとおりです。 お住いのブロックの担当者宛てにメールでお問い合わせください。



5.モニター応募申込書の記載・送信(1)

応募される方は、まず「メールアドレス登録フォーム」にてメールアドレスを登録してください。 その後に届くメールに記載されたリンクから本登録を行ってください。





「応募する」をクリック して「メールアドレス登 録フォーム」フォーム へ進んでください。



(3)

メールアドレスを入力して「送信」をクリックします。



メールアドレスの登録が完了しました。

登録いただいたメールアドレスに「国土交通行政インターネットモニター応募申込み」本登録フォームの URL が記載されたメールをお送りいたしました。

メール本文の URL をクリックすると本登録フォームが表示されます。

4

メールアドレスの登録が完了します。その後、「本登録フォーム」のリンクが記載されたメールが届きます。

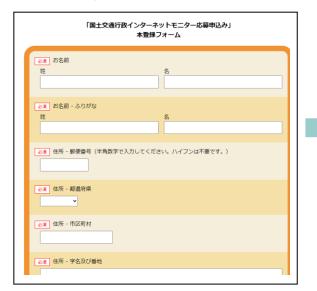


「国土交通行政インターネットモニター応募 メールアドレス登録完了」 という件名で「本登録フォーム」のリンクが記載されたメールが届きますので、クリックして開きます。



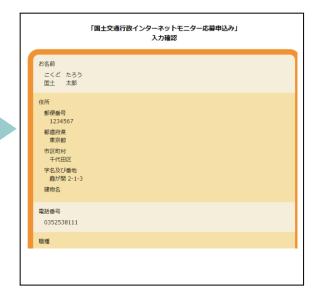
5.モニター応募申込書の記載・送信(2)





6

必要事項を入力し、「確認画面へ」 をクリックします。入力に不備がある 場合はエラーメッセージが表示され ますので、修正して再度「確認画面 へ」をクリックします。



7

入力した項目の確認画面が表示されます。

相違がなければ、「登録」ボタンを押してください。



	「国土交通行政インターネットモニター応募申込み」 登録	
送信完了 送信を受け	けました。	
	トップへ戻る	

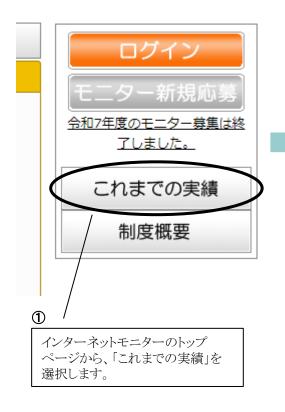
8

登録が完了します。

6.これまでの実績ページについて

アンケートの実施状況、参考資料、公表などを閲覧することができます。

38





2

アンケートの年度ごとの実施状況、参考資料、公表などを閲覧することができます。

アンケートについては「7. アンケート**の実施状況を閲覧する**」を参照してください。

7.アンケートの実施状況を閲覧する

現在及び過去のアンケートの実施状況について閲覧します。

